

地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項

(事業実施期間:平成 30 年度～平成 32 年度)

※ 平成 30 年度厚生労働省予算概算要求に盛り込まれている段階のものであり、
予算編成過程で内容に変更があり得ます。

目 次

1	趣旨	2
2	事業スキーム	2
3	提案主体に係る要件	3
4	事業内容	6
5	事業構想の提案	13
6	事業構想の選抜	14
7	事業の実施	15
8	事業の評価	16
9	中小企業の働き方改革に資する事業を実施する場合の特例	17
10	天災等からの産業復興が必要な場合の特例	18
11	その他	19

(事業構想提案書 様式第1号)

(個別事業個票 様式第1－2号)

(事業構想概要版 様式第2号)

(戦略産業雇用創造プロジェクト事業実施状況 様式第3号)

(指定業種について 様式第4号)

(個別事業一覧表 様式第5号)

(個別事業について 様式第6号)

(地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書 様式第8号)

(地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書 様式第9号)

(地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数一覧表 様式第10号)

(別添1 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）における地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給の流れ)

(別添2 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内)

(別添3 戦略産業雇用創造プロジェクト継続可否の判断基準)

(別添4 地域活性化雇用創造プロジェクト継続可否の判断基準)

(別添5 就職者名簿)

(別添6 アウトプット・アウトカム指標の実績計上の考え方)

1. 趣旨

現在、我が国の経済は緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢については着実に改善が進んでいます。

一方で、人口の年齢構成が大きく変化する中で、出生数は減少傾向にあり、少子高齢化・人口減少が進行することが見込まれるとともに、生産性や所得水準、消費活動など様々な面で地方と大都市との間で格差が見られます。

地方では人口減少に加え、若年層が東京圏をはじめとする大都市に流出する中で、人手不足が深刻化するほか、工場の新規立地や新産業の創出などによる良質・安定的な雇用の場の拡大が難しい状況にあります。このため、地方をはじめとして地域においては、良質・安定的な雇用につながる生産性の高い事業や新産業の創出、地域経済の活性化などに取り組むことが求められています。

「地域活性化雇用創造プロジェクト」は、こうした産業政策と一体となつた安定的な正社員雇用機会の創出に向けた地域の取組に対して支援を行い、ひいては地域における生産性の向上や経済的基盤の強化に資することを目的とするものです。

2. 事業スキーム

(1) 事業スキームの概要

地域活性化雇用創造プロジェクトは、厚生労働省が、都道府県が提案する事業構想の中から、コンテスト方式により、産業政策と一体となつた正社員雇用創造の効果が高いものを選抜し、選抜された事業構想を実施するための費用の一部を補助する事業です。

提案した事業構想が選抜された都道府県は、地域の関係者から構成される協議会（以下「協議会」という。）を設置し、事業構想に基づく事業を実施します。

(2) 事業の実施期間

事業の実施期間は、1地域当たり3年度間を上限とし、事業構想に示された期間、予算の範囲内において実施することとします（国の財政事情によりこれを必ず保証するものではありません。）。

(3) 補助の方式

厚生労働省は、都道府県に対し、選定された事業構想を実施するための費用（4(3)アからウまでに掲げるメニューを実施するための費用に限ります。）について、その8割を補助します。ただし、1つの事業構想（都道府県）当たりの年間の補助上限額は10億円（3(2)ウの複数の都道府県が共同で事業を実施する場合は12億円）とします（4(3)エのメニューを実施する場合、その必要額を控除した額）。なお、4(2)の地域産業活性化コース及び地域雇

用活性化コースをともに実施する場合、年間の補助上限額は、両コースあわせて 10 億円（3 (2) ウの複数の都道府県が共同で事業を実施する場合は 12 億円）とします。

※ 中小企業の働き方改革に資する事業を実施する場合の年間の補助上限額の特例については、9 (3) を参照。

(4) 事業の実施主体

事業の実施主体は都道府県とします。

ただし、地域の関係者と一体となって実施することが重要ですので、事業の実施に当たっては、協議会で意思決定を行うことが必要です。

選定された事業構想の内容に基づき、都道府県が協議会、民間企業等への委託等により事業を実施することも可能ですが、都道府県は、事業の実施主体として、委託等により実施する事業の実施状況の把握を行い、より効果的なものとなるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施していただく必要があります。

また、協議会も、構成員の適切な役割分担と連携の下、事業の進捗管理をきめ細かに行い、各メニューのアウトプット指標及びアウトカム指標（7 (1) のアウトプット指標及び(2) のアウトカム指標をいう。以下同じ。）の達成状況を把握・検証することが必要となります。

3. 提案主体に係る要件

(1) 対象地域

本事業の対象地域は全都道府県とします。

ただし、戦略産業雇用創造プロジェクトによる事業を実施している、あるいは過去に実施した地域（以下「戦プロ実施地域」という。）においては、次のアからエまでの要件を満たしている必要があります。

ア 戦プロ実施地域のうち過去に実施した地域におけるプロジェクト（以下「実施済プロジェクト」という。）において、別添3「戦略産業雇用創造プロジェクト継続可否の判断基準」により全事業継続が認められなかった地域でないこと。

イ 実施済プロジェクトにおける実施期間の全体、又は「戦プロ実施地域のうち事業実施途中のプロジェクト（以下「実施途中プロジェクト」という。）」における年度ごとのアウトカム指標の達成率が 70%以上であること。（平成 29 年度分については、平成 29 年 10 月末までの実績と平成 30 年 6 までの見込数をアウトカム指標として判断する。）

ウ 新たに提案する事業構想が以下の①及び②の要件を満たしていること。

① 実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトの事業課題、事業実績の分析を踏まえたものであること。

② 以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトと指定主要業種（4 (2) イの指定主要業種をいう。以下同じ。）が異なっていること。併せて、新たに指定する指定主要業種が、実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトにおいて指定関連業種（4 (2) イの指定関連業種をいう。以下同じ。）となっていないこと。

(イ) (ア) に該当しない場合は、実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトの事業実施過程で明らかになった課題に対応するために必要と考えられる雇用創出効果の高い新規事業が設けられており、当該新規事業に係るアウトカム指標が4 (2) のコースごとのアウトカム指標の50%以上を占めていること。

※ 新規事業は、実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトの事業と趣旨・目的、対象者、支援手法が異なる等、いずれかの点において明らかに新規性が認められるものに限ります。

※ 実施済プロジェクトで実施した事業と同一の事業を実施する場合は、実施済プロジェクトにおける当該事業のアウトカム指標の達成率が100%以上となっているもの又はアウトカム指標を設定していないものに限ります。

※ 新たに提案する事業構想において、実施途中プロジェクトの事業実施期間中は実施途中プロジェクトの事業と同一と認められる事業を実施することはできません。

エ 実施途中プロジェクトを事業実施期間中に自ら廃止しないこと。

なお、地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて、一の事業構想の選抜を受けて事業を実施している期間においては別の事業構想を提案することはできません。

(参考)

●実施済プロジェクト該当地域

- ・平成25年度採択地域：北海道、岩手県、石川県、三重県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県
- ・平成26年度採択地域：青森県、新潟県、富山県、山梨県、静岡県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県
- ・平成27年度採択地域：山形県、滋賀県、兵庫県

●実施途中プロジェクト該当地域

- ・平成28年度採択地域：北海道、岩手県、群馬県、三重県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、福岡県、大分県、宮崎県

(2) 提案主体

ア 提案主体

事業構想の提案主体は都道府県とします。

都道府県は、協議会を構成した上で、又は事業構想選抜後に協議会の構成員となることが想定される地域の関係者と綿密に調整を図った上で事業構想を策定し、厚生労働省が提示する所定の募集期間内に各都道府県労働局（以下「労働局」という。）を経由して提案するものとします（詳細は5を参照してください。）。

イ 協議会の構成

協議会の構成員は、事業構想を効果的に実施するため地域の実情や事業の状況等を勘案し、以下の者を含めてください（①は必須）。

- ① 都道府県（雇用担当部局、能力開発担当部局及び産業政策担当部局）
- ② 対象地域内の市町村
- ③ 経済団体
- ④ 労働者団体（注1）
- ⑤ 教育・研究機関（大学、訓練機関）
- ⑥ 金融機関（注2）
- ⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構（注2・3）
- ⑧ 国の機関（労働局、経済産業局（注3））
- ⑨ その他の地域関係者（有識者等）

（注1）当事業は、安定的な正社員雇用の創出を目的とする事業ですので、可能な限り労働者団体の代表についても含めるようしてください。

（注2）地域における生産性の向上や経済的基盤の強化の観点から、各地域において協議会を開催する際に、可能な限り金融機関及び株式会社地域経済活性化支援機構と連携してください。

（注3）株式会社地域経済活性化支援機構や各経済産業局は、都道府県域を超えた広域の圏域を対象としていますので、複数の都道府県の協議会に参加することも想定されます。このため、各都道府県間での公平性の観点から、オブザーバーとしての参加としてください。

（注4）個別の企業が協議会の構成員として参画することは、プロジェクト実施の中立性、公平性の観点から原則としてできません。

ウ 複数の都道府県が共同で事業を実施する場合

複数の都道府県が共同で事業を実施しようとする場合には、主担当となる都道府県を予め決定の上、当該主担当となる都道府県が、主担当以外の都道府県において実施される事業を含めた事業構想を、主担当となる都道府県を管轄する労働局を経由して提案するものとします。この際、提案される事業構想については、関係都道府県間で十分に調整の上、提案を行うよう留意し

てください。なお、事業が採択された場合の補助金は、事業実施地域ごとに各都道府県に対してそれぞれ交付することになるので留意してください。

4. 事業内容

(1) 基本的な考え方

地域活性化雇用創造プロジェクトは、都道府県、市町村、経済団体、労働者団体、教育・研究機関、金融機関等の関係者が総力を挙げて、地域の産業政策と一体となって、安定的な正社員雇用を戦略的に創造するための取組を支援し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図ることを目的とするものです。

このため、地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて実施する事業は、都道府県内の各地域において、地域の産業集積や雇用情勢等を踏まえ地域経済においてどのような分野で生産性の高い事業を創出し安定的な正社員雇用を創造していくのか、働き方改革や多様な働き方（勤務地限定正社員など）も含めどのように安定的な正社員雇用を創造するのか、といったビジョンを明確にした上で、雇用創造のための課題を把握し、それを解決できるようにするための事業とする必要があります。

ただし、地域活性化雇用創造プロジェクトは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業又は同法第63条の能力開発事業として労働保険特別会計雇用勘定により行うものであることから、その趣旨に沿わない事業を行うことはできません。

したがって、地域求職者（指定地域（4(2)ウの指定地域をいう。以下同じ。）内に所在する企業に就業を希望する求職者であって、当該者の居住地域は指定地域内外を問わず、また、当該者が在職求職者か離職求職者かは問わない。以下同じ）の就職促進に直接、かつ、高い効果が見込まれる雇用対策としての事業内容を設定する必要があります。

また、地域活性化雇用創造プロジェクトの対象に含まれない経費については、以下(5)アを参照してください。

(2) 事業内容の要件

地域活性化雇用創造プロジェクトには、「地域産業活性化コース」と「地域雇用活性化コース」があります。

ア 対象業種の範囲

地域産業活性化コースにおいては、以下の①及び②を満たすと考えられる産業を、地域雇用活性化コースにおいては、以下の①を満たすと考えられる産業を対象とした雇用創造の取組とすることを原則とします。

- ① 当該都道府県が策定した基本構想や地方版総合戦略等において、地域の生産性の向上や経済的基盤の強化を目指し戦略的に支援していく産業として位置付けられている業種であって、他地域に対して競争力を有

する又は競争力を高めるための取組を実施しており、地域外への販売による収入等獲得が期待される業種（以下「戦略産業」という。）であること。

② 他の業種と比較して賃金水準が高いなど、安定的な正社員雇用を創造する産業（「製造業」、「建設業」、「金融業・保険業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（標準産業分類大分類による。））であること。ただし、地域の産業集積の状況その他の地域特性に鑑み、当該地域で安定的な正社員雇用創造の取組を行うことが必要と認められる業種であって、当該地域における賃金水準、離職率、雇用形態（正規・非正規の別）を勘案した上で、上記産業と遜色ない水準の雇用の質が確保されると認められるものは対象として差し支えない。

※ 天災等からの産業復興が必要な場合の特例については、10 を参照。

イ 支援対象業種の指定

地域活性化雇用創造プロジェクトによる支援の対象を明確化するため、安定的な正社員雇用の創造に取り組む業種を指定します。

具体的には、コースごとに、アの対象業種の中から、重点的に雇用創造に取り組む業種（以下「指定主要業種」という。）及びその業種に関連して雇用創造に取り組む業種（以下「指定関連業種」という。）を特定し、「〇〇製造業及びその関連業種」又は「〇〇産業分野」といった形で指定するものとします。

この際、本プロジェクトによる支援対象を明確化するため、前述の指定と併せて、別途、標準産業分類中分類を用いて業種を特定することとします。

指定主要業種の指定に当たっては、地域活性化雇用創造プロジェクトが、地域が生産性の向上や経済的基盤の強化を目指し、戦略産業として位置付けられている業種において安定的な正社員雇用を創造していくことを目的としていることに鑑み、地域で重点的に雇用を創造していく分野を明らかにし、総花的な業種指定とならないようにしてください。また、指定関連業種の指定に当たっても、指定主要業種への支援と密接に関連し、安定的な正社員雇用が見込まれる業種に限定して指定することとします。

こうした考え方のもと、事業構想提案書において、指定主要業種については戦略産業であることを、指定関連業種については戦略産業であること及び指定主要業種との関連性を明確に説明してください。

ウ 実施地域の指定

地域産業活性化コース、地域雇用活性化コースとともに、その実施地域は、都道府県内の全部又は一部の地域とします。この際、当該地域において雇用創造に取り組む業種のほか、地域の産業集積の状況、労働市場圏その他地理

的な状況を勘案の上、コースごと又は事業ごとに、適切な範囲の地域を指定するものとします。

この場合、コースごと又は事業ごとに、都道府県内を複数の地域に分けて、複数の地域を指定することも可能としますが、限りある資源を活用して、特定の地域に集中的な支援を行う観点から、優先順位を付けたメリハリのある地域指定となるよう留意してください。

エ 雇用創出1人当たりの事業費

雇用創出（就業者数）1人当たりの事業費が過大とならない事業構想としてください。

具体的には、雇用創出1人当たりの事業費は、地域産業活性化コースにおいては250万円まで、地域雇用活性化コースにおいては150万円までの範囲に収まるような事業構想とすることとします。

※ 中小企業の働き方改革に資する事業を実施する場合の雇用創出1人当たりの事業費の特例については、9(2)を参照。

(3) 事業内容の例

事業内容については、

- ・ 地域産業活性化コースについては、事業推進・基盤整備メニュー、事業主向け雇用創造メニュー、求職者向け就職支援・人材育成メニュー、指定事業主雇用助成メニュー
- ・ 地域雇用活性化コースについては、事業推進・基盤整備メニュー、事業主向け雇用拡大支援メニュー、求職者向け就職支援・人材育成メニュー、指定事業主雇用助成メニュー

と、コースごとに4メニューで構成します。

なお、両コースとも実施する場合でも、事業推進・基盤整備メニュー、事業主向け雇用創造メニュー又は事業主向け雇用拡大支援メニュー及び求職者向け就職支援・人材育成メニューの実施は各コース必須とします。

※ 事業推進・基盤整備メニューについては、都道府県単独の事業により実施している、あるいは他の国の補助制度を活用している等のため、地域活性化雇用創造プロジェクトによる補助対象とならない場合であっても、事業構想の一取組と捉えますので、事業構想提案書に記載してください。

※ 指定事業主雇用助成メニューの実施は任意です。ただし、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府については、指定事業主雇用助成メニューは実施できません。

以下、具体的な事業の例を示しますが、これらはあくまでも例示であり、地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた独創的な事業の実施が可能である点についてご留意ください。

ア 事業推進・基盤整備メニュー（両コース共通）

地域の関係者が一体となって安定的な正社員雇用の創造に取り組むための協議会の運営、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備といった取組を実施。(ただし、地域雇用活性化コースについては、事業主や創業希望者の事業拡大に資する事業を行うことは認められません。)

＜事業例＞

- ① 地域活性化雇用創造プロジェクトを実施するために地域内の関係者が一体となって取り組むための協議会の設置・運営事業
- ② 事業構想全体のマネジメントを行うプロジェクトマネージャーや、事業主支援・求職者支援等の各種支援を行うコーディネーターを協議会が直接雇う等、協議会の体制整備事業
- ③ 地域の人材ニーズ等の調査研究や、地域内の企業の事業拡大計画・人材ニーズ等を共有するプラットフォーム（ウェブサイト等）を構築する事業
- ④ 事業構想における取組に係る地域求職者や企業に対する情報提供（研修・講習情報、人材受入情報等）の事業

イー1 事業主向け雇用創造メニュー（地域産業活性化コース）

事業主や起業希望者に対し、新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大により地域の雇用機会の創造を図る取組の支援を実施。

加えて、必要に応じ、有識者等の派遣による雇用管理改善の指導や研修・セミナー等を通じて安定的な正社員としての雇用機会の拡大を図る取組の支援を実施（具体的な事業の例はイー2を参照。地域産業活性化コースとして、イー2のような事業のみ行うことは認められません。）。

＜事業例＞

- ① 地域内フロントランナー企業の事業拡大、新分野進出、販路拡大に向けた専門コーディネーターによるハンズオン（伴走型）支援
- ② 中小企業の付加価値向上、製品開発型企業へのイノベーション支援
- ③ グローバル人材、高度専門人材の派遣、確保支援
- ④ 事業拡大等を目的として正社員に対して実施する人材育成支援
- ⑤ 地域外の展示会への出展等による販路拡大支援

イー2 事業主向け雇用拡大支援メニュー（地域雇用活性化コース）

事業主や起業希望者に対し、有識者等の派遣による雇用管理改善の指導や研修・セミナー等を通じて安定的な正社員としての雇用機会の拡大を図る取組の支援を実施（イー1のような事業主や創業希望者の事業拡大に資する事業を行うことは認められません。）。

＜事業例＞

- ① 専門家（社会保険労務士や中小企業診断士等）の派遣による多様な働き

- 方（勤務地限定正社員等）の導入、非正規雇用労働者の正社員転換等の処遇改善等の雇用管理改善のためのコンサルティングの実施
- ② 人材確保や人材育成のためのノウハウ等に関する研修、セミナー等の実施
 - ③ ICT 活用を通じた業務プロセスの見直しのための研修、セミナー等の実施

ウ 求職者向け就職支援・人材育成メニュー（両コース共通）

地域求職者に対し、合同面接会や企業が求める人材の情報提供、人材育成、職場体験等の取組を実施。

＜事業例＞

- ① 事業主が、地域求職者を雇い入れて業務に従事させることにより、人材を育成する事業
- ② 地域の人材ニーズ等を満たすための地域求職者に対する研修（スキルアップ研修・職場体験、講師招聘、最新機器を活用した技術習得 等）
- ③ 多様な人材（女性、高年齢者、ひとり親等）が活躍するための合同面接会の実施
- ④ UIJ ターン就職を促進するための地域外における就職促進イベントの実施

エ 指定事業主雇用助成メニュー（両コース共通）

地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、労働局が支給審査・決定を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乗せ（雇入れ 1 人当たり 50 万円を 1 回目の支給の際に上乗せ）する形で労働局を通じて助成を実施。

同メニューの実施は任意ですが、実施する場合には、事業構想提案書に、同メニューを実施する旨並びに上乗せ助成対象労働者数及び必要額（50 万円 × 対象労働者数）を記載するものとし、当該対象労働者数及び必要額を上限とします。

なお、指定事業主雇用助成メニューの対象となる事業主（以下「指定事業主」という。）は、次の①から③までのすべてに該当する事業主です。

- ① 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象となる事業主であること。

ただし、事業所所在地の地域要件は地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域と読み替えます。また、対象労働者の地域要件は、実施地域を含む当該都道府県全域と読み替えます。

- ② 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画期間が地域活性化雇用創造プロジェクト実施期間内であり、かつ、最長 18 か月以内であること。

③ 地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主であって、協議会の承認を受け、「地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数一覧表（以下「一覧表（様式第10号）」という。）」に記載されている事業主であること。

同メニューを実施する場合には、協議会において、以下④から⑥までを実施することが必要となります。

④ 指定事業主から提出された「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書（様式第8号）」を受理するとともに、指定事業主に対し地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給決定までの流れ及び支給要件を別添1及び別添2により説明してください。その後、①の事業所所在地の地域要件、②の計画期間要件及び③の支援対象業種要件の確認を行ってください。

⑤ ④の確認により、すべての要件に該当する場合は、上乗せ助成対象労働者数の承認（割り当て）を行い、「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書（様式第9号）」により指定事業主に通知してください。

⑥ 指定事業主及び対象労働者数について、「一覧表（様式第10号）」にまとめ、⑤の承認通知日の翌営業日を目処に労働局に送付してください。

※ 支給決定までの流れは別添1を参照

(4) 関係施策との連動

ア 地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度

地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主については、協議会に参加する金融機関であって厚生労働省の指定を受けたものから低利で融資を受けられる「地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資制度」（以下「関連融資」という。）を活用することができます。この制度を活用するためには、本制度を活用する旨を事業構想に盛り込む必要がありますので注意してください。

イ その他、関連省庁又は都道府県が実施する施策との連携を図るなど、事業のより効率的・効果的な実施が図られるような事業構想としてください。

(5) 補助対象経費等

ア 補助対象経費

地域活性化雇用創造プロジェクトは、地域で安定的な正社員雇用を創造するための取組を支援し、ひいては地域における生産性の向上や経済的基盤の強化に資することを目的とするものであり、地域の関係者が一体となって、当該地域の戦略産業において実施する地域マネジメントの強化、事業主の取

組への支援又は地域求職者への支援について、人材の確保・育成等を通じて支援する事業です。

このため、(3)アからウまでに掲げるメニューに係る補助対象経費は、人材の確保・育成等に関する人件費（人件費、管理費等経費の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与等〈諸手当、社会保険料、健康診断料〉、謝金、旅費等の経費を指します。以下単に「人件費」といいます。）を対象とします。人件費以外の事業経費（機器・物品等のリース経費、原材料、各種事務用品等の調達経費、印刷物等の経費、会議会場等借料、通信運搬費等）も補助対象としますが、毎年度ごと各コースの事業費全体の50%未満とします。

また、補助事業を実施するために取得する財産は、原則として、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満（間接補助事業者においては30万円未満）のものに限ります。

なお、次の①から⑤までに掲げる経費については、補助対象経費となりませんので、注意してください。

- ① 都道府県、市町村、経済団体が従来から行っている人材確保・人材育成の取組の単純な振替えに当たる経費
- ② 国、都道府県により別途、補助金、委託費、助成金等が支給されている事業の経費、地域求職者から費用を徴収している経費
- ③ 国や都道府県、独立行政法人等雇用支援関連機関が実施する事業と対象者及び内容が基本的に重複する事業のための経費
- ④ ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ⑤ その他適切と認められない経費

イ 国以外の主体が負担する経費（2割負担分）の取扱い

補助対象経費のうち、国が補助する経費以外については、国以外の主体（都道府県、市町村又は民間事業者。以下同じ。）が負担する必要があります。

この際、国以外の主体が負担する経費として、直接的な資金のほか、以下の経費を勘案することができます。ただし、いずれの経費であっても、地域活性化雇用創造プロジェクトのためにのみ使用されることが明確となっている必要があります。

- ① 民間事業者の従業員の人件費（原則として、当該従業員が地域活性化雇用創造プロジェクトに専従する場合に限ります。）
- ② ①以外の経費であって、民間事業者が現物（自動車、会議場の提供等）で負担する経費（現物負担がなければ経費が発生していると認められるものに限ります。）

ただし、既に公費等で給与等を支払われている者（都道府県職員等）の人件費、関連施設の建設・整備等に関する経費及び原資が直接国庫に起因す

るもののうち補助金などあらかじめ使途が特定されている経費や地域活性化雇用創造プロジェクトの事業により実質的に補助を受けていると認められる民間事業者が当該事業に対して負担する経費については、国以外の主体の負担として勘案できる経費には含まれませんのでご留意ください。

ウ 指定事業主雇用助成メニューの取扱い

(3) エに掲げるメニューとして行われる助成は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の上乗せ（雇入れ1人当たり50万円）の形により実施するため、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の制度の中において全額国費による負担となります。ただし、本メニューを実施する場合には、事業構想に必要額を盛り込む必要があります。ただし、本メニューの実施に係る必要額は事業構想全体の事業額の2割までとしてください。

なお、上乗せを活用せず、ベースとなる地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）のみを利用することはできません。

エ その他

(4) アに記載する関連融資による融資額及び利子補給額は、地域活性化雇用創造プロジェクトの年間補助上限の外数となりますので、事業構想に必要額を盛り込む必要はありません（ただし、(4)アのとおり、関連融資を活用すること自体は事業構想に盛り込む必要があります。）。

なお、関連融資を活用する場合には、指定事業主雇用助成メニューと同様に、協議会において、その対象となる企業の一覧を作成する必要があります。

5. 事業構想の提案

都道府県は、協議会を構成した上で、又は事業構想選抜後に協議会の構成員となることが想定される地域の関係者と綿密に調整を図った上で事業構想を策定し、厚生労働省が提示する所定の募集期間内に労働局を経由して提案するものとします。

なお、提案の募集は原則として年1回とします。

(1) 提出書類

事業構想の提案は、以下の書類の提出により行ってください。

- ア 事業構想提案書及び個別事業個票（様式第1号・第1-2号）
- イ 事業構想概要版（様式第2号）
- ウ 事業構想概念図
- エ 地域の産業政策との関連に関する資料
- オ 協議会の構成及び構成員並びに組織等に関する書類
- カ 年度別の資金計画表及び必要経費の根拠を示す資料
- キ その他参考となる資料（事業のポンチ絵など）

- ク 戰略産業雇用創造プロジェクト事業実施状況（様式第3号）
 - ケ 指定業種について（様式第4号）
 - コ 個別事業一覧表（様式第5号）
 - サ 個別事業について（様式第6号）
- ※エ～キについては、アに含まれている場合、作成する必要はありません。
- ※ク～サについては、戦プロ実施地域のみ作成してください。ただし、3(1)ウ②(イ)に該当しない場合、コ～サについては作成する必要はありません。

(2) 事業構想提案書の作成方法

事業構想は、事業の実施を希望する期間（最大3年度間）全体にわたるものを作成してください。地域産業活性化コース、地域雇用活性化コースともに取り組む場合については、一の事業構想においてコースごとに事業内容が分かるように作成することとし、両コースに跨がる事業については、そのことが明確になるよう記載してください。

(3) ヒアリングの実施

募集期間終了後、応募した都道府県の事業構想について厚生労働省においてヒアリングを実施します。なお、ヒアリングに係る旅費等は自己負担となります。

6. 事業構想の選抜

(1) 実施地域の選抜

厚生労働省は、提案された事業構想の中から雇用創造効果や波及的に雇用機会を創出する見込みが高いものを選抜するため、有識者等から構成される「地域活性化雇用創造プロジェクト評価・選定委員会（以下「第三者委員会」という。）」を設置し、各事業構想に基づく事業に対する補助の可否について諮るものとします。

第三者委員会は、事業構想を(2)に記載する基準により審査し、事業内容が適切であり、かつ、雇用創造効果が高いと見込まれるものを選抜します。なお、選抜に当たっては、第三者委員会の意見等を踏まえ、提案内容の修正を求めることがあります。

(2) 選抜の基準

事業構想については、以下の基準で選抜されることになるため、5(1)の提出書類に必要な記載をしてください。

ア 地域の取組

当該地域の戦略産業と位置付けられている分野における雇用創造に資する具体的な取組を、地域の関係者が総力を挙げて実施するものであり、かつ、これを通じて当該分野における雇用創造に成果を上げる可能性が高いこと。

イ 事業内容

地域の産業政策と一体となった人材確保・育成を通じた取組であり、当該地域において雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、設定した目標の実現可能性が高いこと。特に、事業の実施主体が都道府県であることを踏まえ、雇用面での施策が総合的にコーディネートされた事業であること。

また、安定的な正社員雇用の創造にあたっては、地域の労働局との連携が効果的であることから、雇用対策協定が締結されている、地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主の求人開拓・充足支援を連携して実施している等、地域の労働局と連携して実施されるものであること。

ウ 雇用創造効果及び波及効果

質及び量の両面において雇用創造効果及び波及効果が高いと見込まれること。

エ 費用対効果

雇用創出1人当たりの事業費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的であるとともに、継続的・波及的な雇用創造効果が期待されること。

オ 事業終了後のビジョン

地域活性化雇用創造プロジェクトによる補助期間（最大3年度間）終了後の事業継続に関するビジョンや雇用創造に向けた取組が明確になっていること。

（3）選抜結果の通知

厚生労働省は、事業構想を提出した都道府県に対し、第三者委員会の選抜結果を通知します。その際、第三者委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付される場合があります。

7. 事業の実施

事業構想の選抜を受けた都道府県は、毎年度、補助金の交付申請書及び関連資料を厚生労働省（職業安定局雇用開発部地域雇用対策課）に提出します。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

厚生労働省は、提出された関係資料について所要の調整を行い、雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）等に基づき、都道府県に補助金を交付します。

都道府県は、選抜された事業構想に基づき事業を実施するほか、毎年度、

経費の使用実績等に関する事業報告書及び中間評価報告書を作成し、厚生労働省（職業安定局雇用開発部地域雇用対策課）に提出します。

なお、事業実施による効果は、以下の(1)及び(2)の指標により評価されます。ただし、事業推進・基盤整備メニュー及び指定事業主雇用助成メニューについては、指標の設定はできません。

(1) アウトプット指標

実施する事業の対象が企業の場合は企業数を、事業の対象が地域求職者の場合は地域求職者の数を指標とします。

(2) アウトカム指標

事業実施期間の翌年度6月末までにおける、事業利用を通じて安定的な正社員雇用として就業した者の数を指標とします。

なお、「安定的な正社員雇用」とは、以下の要件をすべて満たす労働者とします。

- ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
- イ 派遣労働者でないこと。
- ウ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
- エ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

また、就業者には、非正規雇用から正規雇用へ転換した者及び事業実施による地域の雇用創造への波及効果（例：事業構想の提案時までに都道府県が公式に作成しているものであって、事業構想において登録した産業連関表に基づく雇用誘発効果による推計等）を含むことも可能とします。

8. 事業の評価

(1) 中間評価

都道府県は、年度ごとに、事業の実施状況（アウトプット実績）、雇用創造効果の目標の達成状況（アウトカム実績）、メニューの計画進捗状況、アウトカム実績となる就業者の定着状況等事業の実績及びこれらに対する評価を盛り込んだ中間評価報告書を厚生労働省に提出するものとします。

なお、中間評価報告書の様式及び提出期限等については、別途通知します。

(2) 中間評価に基づく事業継続の可否

事業実施期間は最大3年度間ですが、年度ごとに中間評価報告書の内容について第三者委員会に報告します。第三者委員会への報告の結果、翌年度以降の事業の継続の可否等について判断がなされる場合があります（継続性の判断に

については別添4のとおり)。また、事業の継続が認められた場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、当初の事業構想にある事業内容の一部に変更を求めるこことや、事業実施に係る条件を付すこと等の措置を講ずことがあります。

このほか、平成30年度以降分について、予算措置がされなかった場合、または予算額が縮小された場合は、補助金額の設定を変更する可能性があります。

(3) 事業実施結果の報告

都道府県は、各年度の事業終了時（各年度の事業が終了した翌年度の4月10日まで）に補助金交付要綱に基づいて、事業の実施結果及び精算報告を厚生労働省に提出するものとします。

(4) 事業終了時の総括報告

都道府県は、事業実施期間終了時に、最大3年度間の事業実施による雇用創造効果・波及的効果、アウトカム実績となる就業者の定着状況、事業終了後の地域独自の雇用創造に向けた取組等及びこれらに対する評価を盛り込んだ総括報告書を、別途定める様式により厚生労働省に提出するものとします。

また、厚生労働省は、事業終了後の継続状況についても必要に応じて適宜報告を求めることがあります。

9. 中小企業の働き方改革に資する事業を実施する場合の特例

「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」では、実現すべき課題として「労働生産性向上」、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」等があげられています。

こうした「働き方改革」を進める上では、中小企業においては大企業に比べて企業経営への影響や負担などが大きく、中小企業も「働き方改革」に前向きに取り組むことができるよう政府としても支援を行うこととしています。

その一つとして、地域活性化雇用創造プロジェクトの趣旨に沿った事業であり、地域の中小企業の「働き方改革」に資する事業を都道府県が実施する場合には、次のとおりの特例を設け、当該都道府県を支援することとします。

この場合、事業構想提案書に特例事業であることを明記してください。

(1) 特例の対象となる事業

以下のアからウのすべてに該当する事業（以下「特例事業」という。）とします。

ア 「働き方改革実行計画」を踏まえた事業で、中小企業（※）を対象とするもの

イ 都道府県の政労使（労働局を含む）の会議体において、地域の中小企業の働き方改革に資する取組として都道府県が実施することとされ

た事業であること

ウ 地域雇用活性化コースの事業主向け雇用拡大支援メニュー（4(3)イ－2）で実施する事業

（※）下表の「資本または出資額」又は「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす企業を指します。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（2）雇用創出1人当たりの事業費の特例

特例事業に限り、4(2)エの雇用創出1人当たりの事業費の上限を250万円とします。

（3）年間の補助上限額の特例

2(3)の年間の補助上限額を12億円とします。

10. 天災等からの産業復興が必要な場合の特例

（1）事業実施期間中に起きた天災等により、事業の実施が困難となった場合、又は、新たに雇用創造の取組が必要となった場合

事業実施期間中に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき指定される激甚災害等（以下「天災等」という。）のやむを得ない理由により、事業構想に基づく事業の実施に著しい困難が生じた場合、又は、新たな雇用創造の取組が必要となった場合には、当該都道府県からの申出により、第三者委員会の了承を得た上で、以下の特例を含む事業構想の変更を行うことができます。

ア 対象業種の追加

以下の①又は②に該当する業種であって、地域活性化雇用創造プロジェクトの対象業種とすることで安定的な雇用の創造が見込まれる場合には、当該業種を対象業種として追加することができます。

① 天災等により甚大な被害を受けた戦略産業であり、都道府県が当該業種の復興に計画的に取り組んでいる業種

② ①に該当する業種の復興を図るために必要な業種（戦略産業でなくとも差し支えない）

なお、②による対象業種の追加は、4(2)アの規定にかかわらず、地域雇用活性化コースのみにおいて可能です。

イ 事業実施期間の延長

事業実施期間内での事業の実施が困難であると認められる場合には、2(2)の規定にかかわらず、1年度に限り延長を行うことができます。

(2) 天災等の被害を受けた都道府県が新たに事業構想を提案する場合

(1) ア②に該当する業種であって、地域活性化雇用創造プロジェクトの対象業種として、安定的な雇用の創造が見込まれる場合には、当該業種を対象業種とすることができます。

この特例は、4(2)アの規定にかかわらず、地域雇用活性化コースのみにおいて適用可能です。

11. その他

(1) 戦プロ実施地域が新規に提案する事業構想に係る留意事項

戦プロ実施地域が地域活性化雇用創造プロジェクトの事業構想を提案する場合は、以下の点について留意してください。

ア 実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトと地域活性化雇用創造プロジェクトの事業構想の相違箇所及び同一箇所を明らかにすること。

イ 事業の新規性について明らかにすること。

ウ 地域活性化雇用創造プロジェクトの事業構想において、実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトにおける支援対象業種と同一の業種を支援対象業種に指定しようとする場合には、実施済プロジェクト及び実施途中プロジェクトにおける当該業種の人材供給の成果と人材需要の変化を明示すること。また、これを踏まえた地域活性化雇用創造プロジェクトでの対応の必要性を明らかにすること。

(2) 補助金の支払い

所定の手続を踏まえた上で、四半期ごとに概算払をすることができます。ただし、手続等の関係により時期が遅れますので、予めご承知おきください（特に毎年度当初）。

(3) 会計法(昭和22年法律第35号)の規定に準じた手続の実施

事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約（以下「売買契約等」という。）を締結する場合に、同法第29条の3の規定に準じた手続を行う必要があります。

具体的には、売買契約等を締結する場合に、原則として同法第29条の3第1項に規定する競争に準じた手続を行う必要があり、同条第4項又は第5項に規定する随意契約に準じた手続を行う場合には、実施理由と相手方の選定理由を明確にし、できる限り2人以上の者から見積書を徴する必要があります。

(4) 事業の経費積算に係る留意事項

積算を作成するに当たっては、調達方法、金額等を適正なものとし、効率的な経費の使われ方となるよう留意して下さい。

ア 経費の根拠

原則として、10万円を超える高額な経費については、全てその根拠を示してください。

なお、根拠としては、以下のようないわゆる想定されます。

- ・ 業者による見積もり（経費を算出する際には、数社から見積もりをとり妥当な価格とすること）
- ・ 業者等の料金表（カタログ、運賃等）
- ・ 同様の事業を行った際の実績（過去の同様のセミナー講師の謝金等）
- ・ 自治体又は経済団体による経費に係る規程

イ 人件費

① 事業統括者等

事業統括者等の賃金、通勤手当、超過勤務手当等を補助対象とします。賃金の単価は、国や地域の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に、業務の内容に応じて常識を超えない範囲で設定する必要があります。また、住居手当、退職引当金等は補助対象となりませんのでご注意ください。

なお、自治体の給与規程等、人件費の根拠について示してください。

② 講師謝金の単価

講師謝金の単価については、研修内容に見合った講師謝金の単価を設定する必要があります。講師謝金が高額なものについては、どのような講師を依頼しようとしているか、カリキュラムを実施する上で必要なものかといった細部について確認を行います。

ウ 事業費

① 自動車のリース

原則として、公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、必要最低限の車種と台数に限り利用を認めます。

② パソコン・OA機器・電話機等

原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることとし、特段の理由（リースによる利用ができない、購入した方が安価である等）がない限り購入は認められません。

③ 振込手数料、収入印紙について

都道府県から事業を実施する委託先、間接補助先へ委託費や補助金等を振り込む際の振込手数料及び収入印紙は補助対象外です。

エ 委託における一般管理費等

個別事業において、事業の委託を予定している場合には、委託に係る経費について、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成してください。

また、受託業者による見積もりにおいて、具体的な経費の積上げではなく、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で計上している場合がありますが、これらの方法による経費の計上は以下のただし書の場合を除いて認められませんので、具体的な経費を計上するよう受託業者に依頼してください。ただし、受託業者が民間企業（あくまでも私企業）の場合であって当該企業の社内規定等で本体事業費における一般管理費の割合について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合に限り、その割合による経費の計上は可能です。

（セミナーを実施する場合の経費内訳の例）

講師謝金〇円、教材費〇円、会場使用料〇円 等

オ 地域外への研修

地域外への研修については、費用対効果の観点から、単なる視察レベルのものは補助対象外とし、受講者の具体的な知識・技術・ノウハウの修得を目的としたものに限り補助対象とします。

また、受講人数も1つの分野ごとに必要最小限としてください。

カ 海外への販路拡大等

海外への販路拡大等、海外での活動に係る経費（経費の別、補助等の方法は問わず、海外を対象としているもの）については、地域活性化雇用創造プロジェクトの補助対象外ですのでご注意ください。なお、海外への販路拡大等のためのノウハウ等に関する国内での研修の実施については、4(3)イー1の事業主向け雇用創造メニューとして補助対象とします。

（5）就職者名簿の整備・保管

都道府県は、アウトカムの実績となる個別の就業者に関し、利用した事業メニューの名称・実施期間、就職日、就職した事業所名・業種等について、別添5により名簿の整備・保管を行ってください。

（6）事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止するものとします。

ア 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合

- イ 事業の実施に関し不正な行為を行った場合
- ウ 中間評価に基づく事業継続の判断において、事業継続不可とされた場合
- エ 事業実施期間中に、別に実施している戦略産業雇用創造プロジェクトを自ら廃止した場合
- オ その他適切と認められない場合

(7) 文書の保存等

都道府県は、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、事業構想書、実績報告書、各種会計書類など事業の実施に係る文書を保存するものとします。

地域活性化雇用創造プロジェクト 事業構想提案書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事 〇〇〇〇 印

地域活性化雇用創造プロジェクトについて、以下のとおり提案します。

＜事業タイトル＞

事業の趣旨・目的を端的に表現したテーマ・タイトルをつけてください。（例：「〇〇産業の振興を通じた雇用機会の増大」、「〇〇産業から〇〇産業分野への進出に対応した雇用創造プロジェクト」等）

連絡担当者 所属・役職・氏名

TEL:

FAX:

E-mail

※記載内容は概ね50枚までにまとめてください。

＜事業構想＞

1 事業の趣旨・目的

※ 事業の趣旨・目的を簡潔に記載してください。

2 事業構想に当たっての背景・現状

※ 事業構想作成に当たっての背景、地域の現状、労働局・ハローワーク等の関係機関との連携・協力状況を記載してください。記載に当たっては、「3 事業構想の内容」に記載する支援対象業種及び事業構想の内容との関連に留意した記載とし、可能な限り具体的なデータ（支援対象業種の受注拡大の動向など、関係企業名を記載するなど具体性を持たせる）を盛り込むほか、以下の要素を盛り込んだ記載としてください。

【記載例】

(1) 地域の雇用の動向

(2) 地域の産業・経済の動向

(3) 地域の雇用政策・産業政策の方向性及び本事業構想の位置付け

(4) 労働局・ハローワーク、経済団体等の地域の関係者との連携・協力状況

(5) 地域におけるこれまでの取組（取組内容、成果）

(6) 上記を踏まえた上で、地域が抱える雇用面での課題

※ 指定主要業種ごとに背景、現状（シェア、産業集積状況、職業紹介・雇用保険関係データ等に基づく雇用情勢分析等）を記載し、当該業種が地域の戦略産業であることを必ず説明してください。（地域の成長戦略等に記載がある場合は併せて記載してください。）

※ 地域の雇用政策、産業政策全体の中で地域活性化雇用創造プロジェクトを活用して、どの部分を補完強化し、重点化して施策を進めたいのか分かるように記載してください。

3 事業構想の内容

(1) 事業構想の内容（全体像）

- ※ 事業構想に係る指定主要業種及び実施地域並びに事業の実施期間を記載してください（地域産業活性化コース、地域雇用活性化コースをともに実施する場合はコースごとに、指定主要業種が複数ある場合は複数記載してください）。
- ※ 指定関連業種については、指定主要業種との関連性を具体的に説明してください。

【記載例】

- ア 指定主要業種：〇〇業（標準産業分類番号）
指定関連業種：〇〇業（標準産業分類番号）
実施地域：〇〇地域（事業実施期間：平成〇年度～平成〇年度）
- イ 指定主要業種：〇〇業（標準産業分類番号）
指定関連業種：〇〇業（標準産業分類番号）
実施地域：〇〇市、〇〇市、〇〇町（事業実施期間：平成〇年度～平成〇年度）

(2) 事業構想の内容（個別事業）

- ※ 3(1)で記載したコースごとに、本事業構想で実施する個別の事業の全てについて、「個別事業個票（様式第1－2号。以下「個票」という。）」を作成し、ここに挿入してください。
- ※ 個票について、事業実施の背景や必要性（これまで地域で実施していた施策との違い）、事業の具体的な内容（事業のスキーム、事業実施主体、事業実施に必要となる費目・金額、事業の実施規模（実施回数等））等が分かるように記載してください。
- ※ 個別の事業について、労働局と連携・協力して事業を実施する場合には、具体的な連携・協力内容を個票の備考欄に記載してください。
- ※ 個別の事業について、職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条に定める地方公共団体の行う無料の職業紹介（地方版ハローワーク）と連動して事業を実施する場合には、具体的な連動内容を個票の備考欄に記載してください。
- ※ 戦プロ実施地域においては、個別の事業について、事業の新規性（新規事業の場合）又は引き継ぎ事業を実施する必要性（継続事業の場合）を個票に記載してください。
- ※ 指定事業主雇用助成メニューを実施する場合には、対象労働者数（当該年度に1回目の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給が想定される対象労働者数）及び必要額（50万円×対象労働者数）を個票の事業内容欄に記載してください（可能であれば想定される指定事業主（企業名）ごとに記載してください。）。
- ※ 各メニューで実施する事業の関連性が分かるように記載してください。

個別事業個票

事業番号・事業名								
コース								
メニュー					働き方改革特例該当有無			
対象業種（指定主要業種）								
事業実施地域								
事業内容								
事業実施主体								
事業実施に必要となる費目								
事業実施の背景や必要性								
備考								
事業費	1年度目	千円	2年度目	千円	3年度目	千円	計	0 千円
アウトプット	1年度目	社	2年度目	社	3年度目	社	計	0 社
		人		人		人		0 人
アウトカム	1年度目	人	2年度目	人	3年度目	人	計	0 人
事業の新規性（※1）								
引き続き事業を実施する必要性（※2）								

※1 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域のみ新規事業分について記載

※2 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域のみ継続事業分について記載

(3) 関連施策と一体となった取組

- ※ 本事業構想による雇用創造の取組と一体となって実施する関連施策（他省庁の関連施策、地域単独の事業 等）を記載してください。
- ※ 地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度を活用する場合には、想定される指定金融機関、利用が想定される企業等について記載してください。

【記載例】

(関連施策と一体となった取組の考え方等)。

ア 地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度

想定される指定金融機関：〇〇銀行

利用が想定される企業等：〇〇企業

イ 関連施策

① 〇〇事業

事業実施期間：.....。

事業実施主体：.....。

関係省庁等：〇〇省、地方単独事業 等

② 〇〇事業

(4) 事業終了後のビジョン・取組について

- ※ 事業実施期間終了後の事業継続の展望・雇用創造に向けた取組を記載してください。

【記載例】

- ・引き続き、〇〇事業については県の〇〇部で継続実施する。
- ・県単独の制度を創設し、関係市町村と連携して〇〇事業を実施する。

4 事業実施による効果

(1) アウトプット指標

- ※ アウトプット指標は、コースごと、指定主要業種ごと、個別事業ごとに地域活性化雇用創造プロジェクトで実施する事業の対象企業の数、地域求職者の数等、本事業の利用者数を設定してください。
- ※ 事業推進・基盤整備メニュー及び指定事業主雇用助成メニューについての指標の設定は不要です。
- ※ 年度ごとに指標を記載してください。
- ※ アウトプット指標の数値が適正であることが分かるよう、指標設定の考え方・根拠等を記載してください。

(様式例：アウトプット指標の内訳)

	アウトプット指標					指標の根拠
	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	合計		
イ-1 事業主向け雇用創造メニュー ①〇〇事業	社	社	社	社	社	
②〇〇事業	社	社	社	社	社	
ウ 求職者向け就職支援・人材育成メニュー ①〇〇事業	うち求職者 人 うち ^在 職者 (非正規) 人					
②〇〇事業	うち求職者 人 うち ^在 職者 (非正規) 人					

(2) アウトカム指標

- ※ アウトカム指標は、コースごと、指定主要業種ごと、個別事業ごとに雇用創出数（事業利用による安定的な正社員雇用としての就業者数）を設定してください。必ずしも個別の事業ごとに雇用創出数を記載する必要はありませんが、可能な限り詳細に記載してください。
- ※ 事業推進・基盤整備メニュー及び指定事業主雇用助成メニューについての指標の設定はできません。
- ※ 年度ごとに指標を記載してください。
- ※ アウトカム指標の数値が適正であることが分かるよう、指標設定の考え方・根拠等を記載してください（募集要項7（2）また書きに基づき、一定の計算を行った場合は関連資料を添付してください。）。
- なお、地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業等具体的な就職先が想定される場合は、指標の根拠として記載してください。
- ※ アウトカムの把握方法について記載してください。
- ※ 地域産業活性化コースにおいては、事業総額／アウトカム指標（3年度間） \leq 250万円、
地域雇用活性化コースにおいては、事業総額／アウトカム指標（3年度間） \leq 150万円
(募集要項9(1)の特例事業に該当する場合は250万円)
となっているか確認してください。

【記載例】

(全体)

① 1年度目	人
② 2年度目	人
③ 3年度目	人
合計	人

(様式例：アウトカム指標の内訳)

	アウトカム指標				
	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	合計	指標の根拠
イ-1 事業主向け雇用創造メニュー ・○○事業	人	人	人	人	
ウ 求職者向け就職支援・人材育成メニュー ・○○事業	人	人	人	人	

(アウトカムの把握方法)

.....。

(事業総額／アウトカム（3年度間計))

- ①：事業費：〇〇億円
- ②：アウトカム：〇〇人
- ③：①／②=〇〇万円

※ 事業総額は事業推進・基盤整備メニュー及び指定事業主雇用助成メニューを含む金額を記載。

5. 事業実施体制

(1) 事業実施体制

- ※ 事業実施体制の概要を記載してください。また、全体像が分かるような記載となるよう留意してください。
- ※ 以下の要素を盛り込んでください。
- ア 協議会の位置付け
 - イ 事業全体の統括者及び配置場所
 - ウ 関係部局・機関の役割及び連携体制
- ※ 事業全体の統括者、マネジメントの中心となる人材等、事業推進・基盤整備メニューにより事業の中心的役割を担う者について、略歴を記載してください。

【略歴：記載例】

役職	氏名・年齢	略歴
プロジェクトマネージャー	〇〇	・〇〇企業OB ・
事業主支援コーディネーター		
...		

(2) 協議会の構成

- ※ 協議会の構成員を記載してください。
- ※ 新規、既存協議会の活用のいずれであるか記載してください。

【記載例】

〇〇のために設立した既存の〇〇協議会を活用し、
.....。

【協議会名：〇〇〇】

構成員	氏名・年齢	特記事項
〇〇	〇〇	
〇〇		
〇〇		

事業構想必要経費概算（平成〇〇年度分）

(単位：千円)

費目等	品名等	国負担	地方等負担	負担計
ア 事業推進・基盤整備メニュー				
①〇〇事業	事業統括者 A(常勤)	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
■人件費	※積算式を記載してください。	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
・賃金	〇〇円×〇ヶ月×〇人=〇円。	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
・社会保険料		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
■設備備品費		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
例) 消耗品費		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
例) 機械借料		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
■事業実施費		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
例) 会場借料		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
②〇〇事業		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
イ1 事業主向け雇用創造メニュー		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
①〇〇事業		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
■人件費		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
・謝金	講師 B	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
・旅費	※積算式を記載してください。	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
②〇〇事業	〇〇円×〇回=〇円。	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
ウ 求職者向け就職支援・人材育成メニュー		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
ア～ウ合計 (うち人件費相当)		〇, 〇〇〇 〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇 〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇 〇, 〇〇〇
エ 指定事業主雇用助成メニュー	〇人×50万円	〇, 〇〇〇	—	〇, 〇〇〇
総計		〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇

- ※ ヨースごと、年度ごとにそれぞれ作成してください。
- ※ 地方等負担の詳細について関係資料を添付してください。
- ※ 事業ごとに事業の内容や経費の性質が分かるよう詳細に記載してください。
- ※ それぞれの事項毎に経費の積算式は詳細に記載して下さい。
- ※ ア～ウ合計のうち、人件費相当額が50%以上である必要があります。
- ※ 総計に占めるエの割合は20%以下である必要があります。

事業構想必要経費概算（内訳総括表）

(単位：千円)

		1年度目（計画額）	2年度目（計画額）	3年度目（計画額）
① 国負担額				
地方等負担額	ア 事業推進・基盤整備メニュー	○, ○○○		
	①○○事業	都道府県:○, ○○○ ○○企業:○, ○○○		
	②○○事業	都道府県:○, ○○○		
② 地方等負担額計				
③ 事業額計（①+②）				
④ ②／③ (%)		%	%	%

※ 地方等負担について、コースごと、事業ごとに負担者（内訳）を記載してください。

※ 地方等負担について、都道府県以外の主体が費用を負担する場合は、負担の考え方を余白に記載してください。

※ ①は指定事業主雇用助成メニューの金額を含めない金額です。

※ ④は年度ごとに20%を超える必要があります。

様式第2号

地域活性化雇用創造プロジェクト事業構想 <概要版>

「事業タイトル」

1. 事業趣旨・目的

2. 事業構想に当たっての背景・現状

※ 様式第一号の記載例2（3）～（5）を中心に記載してください。

3. 事業構想の内容

（1）支援対象業種・実施地域

（2）事業構想の概要

（事業名）	（概要・スケジュール・ねらい（効果））

※地域産業活性化コース、地域雇用活性化コースとともに実施する場合はコースの別がわかるよう記載ください。

（3）関連施策と一体となった取組

4. 事業実施による効果（アウトカム指標）

○○○名

1年度目 ○○○名

2年度目 ○○○名

3年度目 ○○○名

5. 事業実施体制

※協議会のメンバーを記載してください。

体制が分かる図を
貼り付けてください。

6. 必要経費概算

事業費総計：○○○千円（1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円）

国負担：○○○千円（1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円）

地方等負担：○○○千円（1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円）

※記載内容は5枚程度で収めてください。

※事業費総計、国負担については、指定事業主雇用助成メニューの金額も含めた金額を記載してください。

様式第3号

戦略産業雇用創造プロジェクト事業実施状況

【事業名称等】

実施地域名	
事業名称	
実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月

【実施状況等】

1. 戦略産業雇用創造プロジェクトにおけるアウトカム指標の達成状況

(1) 指定事業主雇用助成メニューを含む

年度	アウトカム実績※	目標値	達成率
平成〇〇年度	名	名	%
平成〇〇年度	名	名	%
平成〇〇年度	名	名	%
合計	名	名	%

(2) 指定事業主雇用助成メニューを除く

年度	アウトカム実績※	目標値	達成率
平成〇〇年度	名	名	%
平成〇〇年度	名	名	%
平成〇〇年度	名	名	%
合計	名	名	%

※ 平成29年度に戦略産業雇用創造プロジェクトを実施している場合には、平成29年10月末までのアウトカム実績と平成29年11月から平成30年6月末までのアウトカム見込の合計を記載すること。なお、見込数については内数としてカッコで表示すること。

2. 戦略産業雇用創造プロジェクトにおける課題・実績の分析

様式第4号

指定業種について

1. 地域活性化雇用創造プロジェクト・戦略産業雇用創造プロジェクトにおける指定業種

(1) 地域活性化雇用創造プロジェクトにおける指定業種

「 」分野	指定主要業種	
	指定関連業種	
「 」分野	指定主要業種	
	指定関連業種	

※ 新たに指定する分野、業種についてはアンダーラインを引くこと。行が不足する場合には適宜追加を行うこと。

(2) 戦略産業雇用創造プロジェクトにおける指定業種

「 」分野	指定主要業種	
	指定関連業種	
「 」分野	指定主要業種	
	指定関連業種	

2. 地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて戦略産業雇用創造プロジェクトから継続して指定する業種

業種名	
戦略産業雇用創造プロジェクト実施期間中の人材供給の成果と人材需要の変化	
地域活性化雇用創造プロジェクトにおける対応の必要性	

※指定業種ごとに作成。必要に応じて表の追加を行うこと。

個別事業一覧表

戦略産業雇用創造プロジェクト		地域活性化雇用創造プロジェクト				
地域マネジメント強化メニュー	事業名	事業内容	番号	事業名	事業内容	新規事業
			ア-①			
			ア-②			
			ア-③			
			ア-④			
			ア-⑤			
事業主向け雇用拡大支援メニュー			イ-1-① イ-2-①			
			イ-1-② イ-2-②			
			イ-1-③ イ-2-③			
			イ-1-④ イ-2-④			
			イ-1-⑤ イ-2-⑤			
求職者向け人材育成メニュー			ウ-①			
			ウ-②			
			ウ-③			
			ウ-④			
			ウ-⑤			

※コースごとに記載すること。

※「戦略産業雇用創造プロジェクト」における各個別事業の「地域活性化雇用創造プロジェクト」での対応状況を記載すること。

※「地域活性化雇用創造プロジェクト」において新たに実施する事業については、「戦略産業雇用創造プロジェクト」欄は空欄とし、「地域活性化雇用創造プロジェクト」欄に事業名等を記載の上、「新規事業」欄に○を記載すること。

※行が不足する場合には、適宜追加を行うこと。

様式第6号

個別事業について

1. 地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて実施する事業

【地域産業活性化コース】

(1) 地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて実施する事業の状況

ア. 事業推進・基盤整備メニュー

事業番号	事業名	新規・継続の別
ア-①		
ア-②		
ア-③		
ア-④		

イー1. 事業主向け雇用創造メニュー

事業番号	事業名	新規・継続の別	アウトカム目標値
イ-1-①			名
イ-1-②			名
イ-1-③			名
イ-1-④			名

ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

事業番号	事業名	新規・継続の別	アウトカム目標値
ウ-①			名
ウ-②			名
ウ-③			名
ウ-④			名

※ 行が不足する場合には適宜追加を行うこと。

(2) 地域活性化雇用創造プロジェクトにおけるアウトカム目標値の設定状況

① アウトカム目標値合計	名
② アウトカム目標値のうち、新規事業の アウトカム目標値合計	名
③ ②／① (新規事業の割合)	%

【地域雇用活性化コース】

(1) 地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて実施する事業の状況

ア. 事業推進・基盤整備メニュー

事業番号	事業名	新規・継続 の別
ア-⑤		
ア-⑥		
ア-⑦		
ア-⑧		

イ-2. 事業主向け雇用拡大支援メニュー

事業番号	事業名	新規・継続 の別	アウトカム 目標値
イ-2-①			名
イ-2-②			名
イ-2-③			名
イ-2-④			名

ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

事業番 号	事業名	新規・継続 の別	アウトカム 目標値
ウ-⑤			名
ウ-⑥			名
ウ-⑦			名
ウ-⑧			名

※ 行が不足する場合には適宜追加を行うこと。

(2) 地域活性化雇用創造プロジェクトにおけるアウトカム目標値の設定状況

① アウトカム目標値合計	名
② アウトカム目標値のうち、新規事業の アウトカム目標値合計	名
③ ②／① (新規事業の割合)	%

2. 戦略産業雇用創造プロジェクトにおける実施状況（継続事業分）

事業名称	アウトカム目標達成率（実施期間合計）		
	計画値※	実績値※	達成率

※ 平成 29 年度に戦略産業雇用創造プロジェクトを実施している場合には、平成 29 年 10 月末までのアウトカム実績と平成 29 年 11 月から平成 30 年 6 月末までのアウトカム見込の合計を記載すること。また、合計のうち、見込数についてはカッコで表示すること。なお、継続事業が複数ある場合は、記載欄を適宜追加すること。

地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書

地域活性化雇用創造プロジェクトの実施に伴い下記のとおり、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)における雇入れを行いますので、対象労働者数について承認願います。

平成 年 月 日

(地域活性化雇用創造プロジェクト協議会名) 殿

1 申請者	指定事業主	フ リ ガ ナ 法人(予定)名 (※個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい)	印
		フ リ ガ ナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の場合のみ)	
事業所の所在(予定)地 〒 — 電話番号 ()			
2 状況	地域雇用開発コースの計画書提出予定年月日 平成 年 月 日		
	地域雇用開発コースの計画完了予定年月日 平成 年 月 日		
	設置・整備の内容		
	地域活性化雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係		
3 雇入れ計画	雇入れ予定人数	人	

地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認

書・不承認書

平成 年 月 日 付けで申請のあった地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画については、下記のとおり、認定します。

平成 年 月 日

(指定事業主名) 殿

(地域活性化雇用創造プロジェクト協議会名) 印

承認する 内容	対象労働者数	人	うち上乗せ助成対象労働者数	人	承認年度	平成	年度計画完了分
	地域活性化雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由または実績						
承認しない理由 申請人数よりも 承認人数が少 ない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・承認申請が多数に上ったことから調整を行ったため ・協議会として認められる上限数を上回ったため ・1事業所あたりの上限数を上回るため 						
	等						

* 地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書の記入について

1 「1 申請者」について

- (1) 地域活性化雇用創造プロジェクトの実施主体となる協議会から指定事業主と認められた事業主（代表責任者）（となる予定の者）の氏名を記入して下さい。

2 「2 状況」について

- (1) 「地域雇用開発コースの計画書提出予定年月日」欄には、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画書を管轄労働局に提出する予定の日（地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画日となります）を記載して下さい。
- (2) 「地域雇用開発コースの計画完了予定年月日」欄には、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）にかかる計画の完了予定日（完了日・第1回支給申請日となります）を記載して下さい。
- (3) 「設置・整備の内容」欄には、地域活性化雇用創造プロジェクトと関係する施設や設備の設置について具体的な内容を記載して下さい。
- (4) 「地域活性化雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係」欄には、地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加内容及び参加することにより設置・整備及び雇入れを行うこととした状況等、設置・整備及雇入れの契機が地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加によるものであることを具体的に記載して下さい。

3 「3 雇入れ計画」について

- (1) 「雇入れ予定人数」欄には、2の状況により雇入れを行う予定の人数を記載して下さい。なお、地域雇用開発助成金の助成対象となる労働者は雇入れ日時点で当該地域活性化雇用創造プロジェクト実施都道府県に居住する労働者となります。

4 添付書類について

- (1) 本申請書を提出する場合は、管轄する労働局に提出する予定の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画書（様式1号）の写しを添付して下さい。

* 地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書の記入について

1 「承認する内容」について

- (1) 「対象労働者数」欄には、当該雇入れが地域活性化雇用創造プロジェクトにより雇用創出されるものと認められる場合、申請書の「雇入れ予定人数」欄に記載された人数を転記してください。
- (2) 「うち上乗せ助成対象労働者数」欄には、協議会の当該計画完了年度の上乗せ助成対象労働者上限数枠において、当該計画に対し、割り当てた上乗せ助成対象労働者数を記載して下さい。なお、上乗せ助成対象労働者が0の場合、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）のみでの支給はできないため、不承認として下さい。
- (3) 「地域活性化雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由及び実績」欄には、設置・整備の内容及び雇入れが地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加によるものと認められる理由及び地域活性化雇用創造プロジェクトの参加実績を記載して下さい。
- (4) 「承認しない理由・申請人数よりも承認人数が少ない理由」欄には、申請人数どおり認める場合は「なし」、承認しない場合及び申請人数よりも承認人数が少ない場合は「その理由」を記載して下さい。

※ この申請書及び承認書は、地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対し、労働局が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給を行う根拠となるものです。

承認後は、本承認書、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書（地様式第1号）、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）事業所等状況等申立書（地様式第13号）及び事業所の事業概要がわかる資料を、管轄労働局に提出願います。

承認された場合であっても、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給要件を満たさない場合は地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（雇入れ追加助成を含む）は支給されません。

また、雇い入れられた労働者が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象労働者としての要件を満たさない場合等、上乗せ助成対象者数が承認された人数に満たないこともあります。

承認された人数分が保証されるわけではありませんので注意して下さい。

平成〇年度完了分

地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数一覧表

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)(地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特例)

協議会名

① 平成〇年度完了分
上乗せ助成対象者上限人数 人

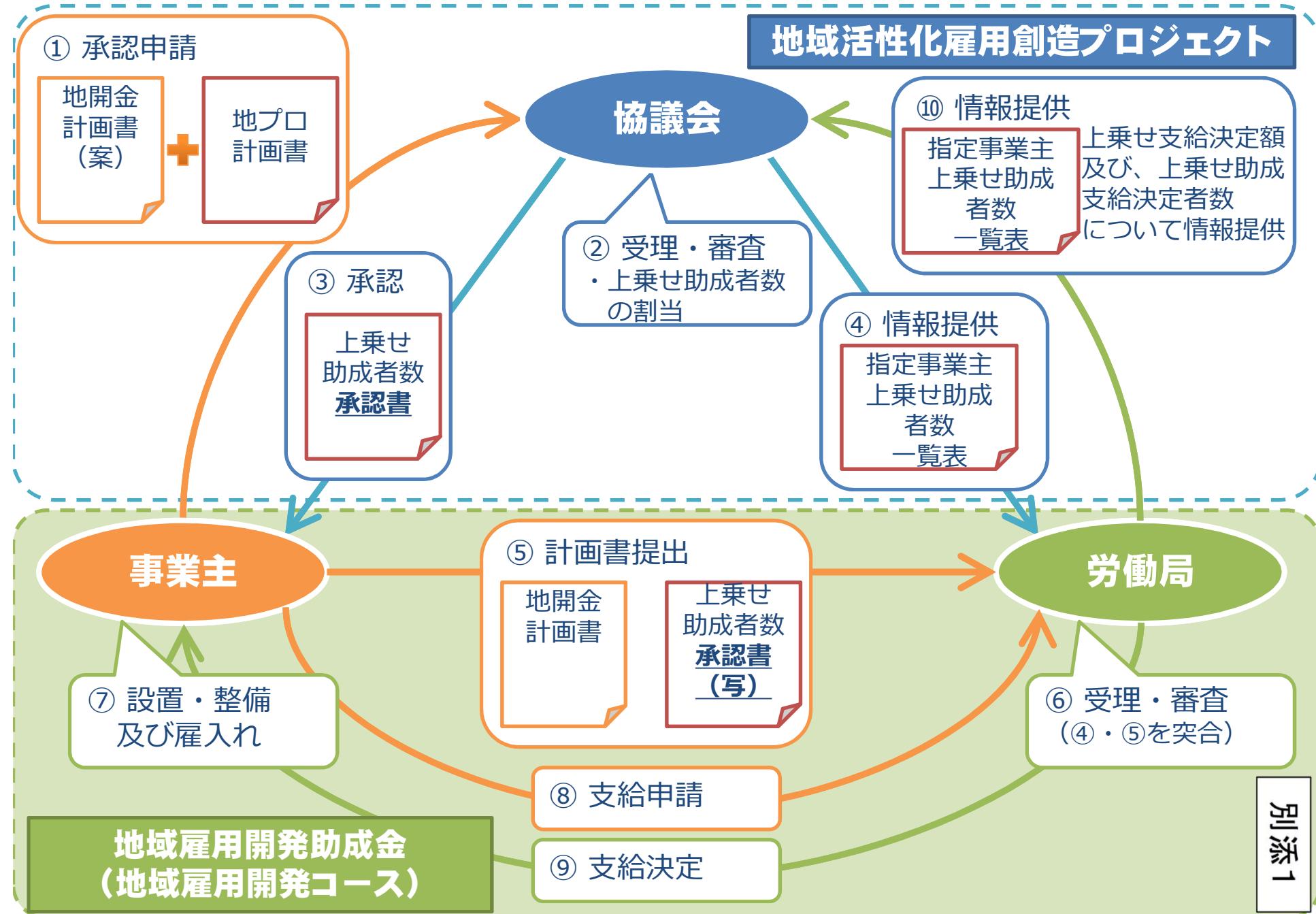
② 既承認人数	人
③ 承認可能な残人数	人

※ 平成 年 月 日現在

(記載要領)

- ・本一覧表は、完了年度毎の上乗せ助成対象者の上限人数を管理するために作成するものです。
- ・地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認書を交付した場合は、承認した完了年度毎に本一覧表の④から⑩を記載すること。
- ・①は、完了年度における上乗せ助成対象者の上限人数を記載すること。
- ・②は、追記した年月日現在の既承認人数(⑩上乗せ対象者数の合計)を記載すること
- ・③は、①から②を引いた残人数を記載すること
- ・④から⑧は、指定事業主から申請のあった「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画申請書」に基づき記載すること
- ・⑨から⑩は、「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認書」により、指定事業主ごとに協議会が承認した人数を記載すること
- ・本一覧表に新たに追記がなされた場合は、管轄労働局に本一覧表を翌営業日を目処に送付すること
- ・指定事業主が地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の計画書を管轄労働局に提出する日までに、本一覧表が管轄労働局に送付されていない場合、指定事業主からの地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)計画書は受理できないので注意すること。
- ・労働局は、指定事業主から地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)計画書が提出された場合は、本一覧表と突合し、指定事業主であることを確認した上で受理すること
- ・労働局は、指定事業主に対し地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)を支給した場合は、⑪から⑬に記載のうえ、その都度、協議会に送付すること

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）における地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給の流れ



地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給 のご案内

制度概要

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、雇用機会が不足している地域などにおいて雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、上乗せ助成者数（※2）に50万円を乗じた額を上乗せして支給します。**

支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。地プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。

なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。

	基本的な支給要件 (手引に記載されている支給要件)	地プロに係る特例支給の要件
計画書の提出		事前に協議会に申請し、承認を得ること
対象事業主	「同意雇用開発促進地域」（※1）において事業所の設置・整備を行うこと	「地プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと
対象労働者	「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」に雇い入れ日時点で居住する求職者	「地プロ実施地域」に雇い入れ日時点で居住する求職者 正社員（無期雇用かつフルタイム）であって、通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と同一の賃金制度を適用するもののみ対象
支給額	基本支給額は48～960万円を1年ごとに最大3回 ※ 中小企業の場合、創業の場合に追加助成あり	基本支給額に加え、上乗せ助成者数×50万円を支給（1回のみ）
完了日	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月 地プロ実施期間終了日以降に支給申請する場合は、地プロ実施期間終了日
支給申請期限 (完了届提出期限)	計画日から起算して20か月を経過する日の前日	地プロ実施期間終了日が平成33年3月31日の場合 平成31年10月1日以前 平成31年10月2日以後 計画日から起算して20か月を経過する日の前日 地プロ実施期間終了日から起算して2か月を経過する日

ご注意ください！

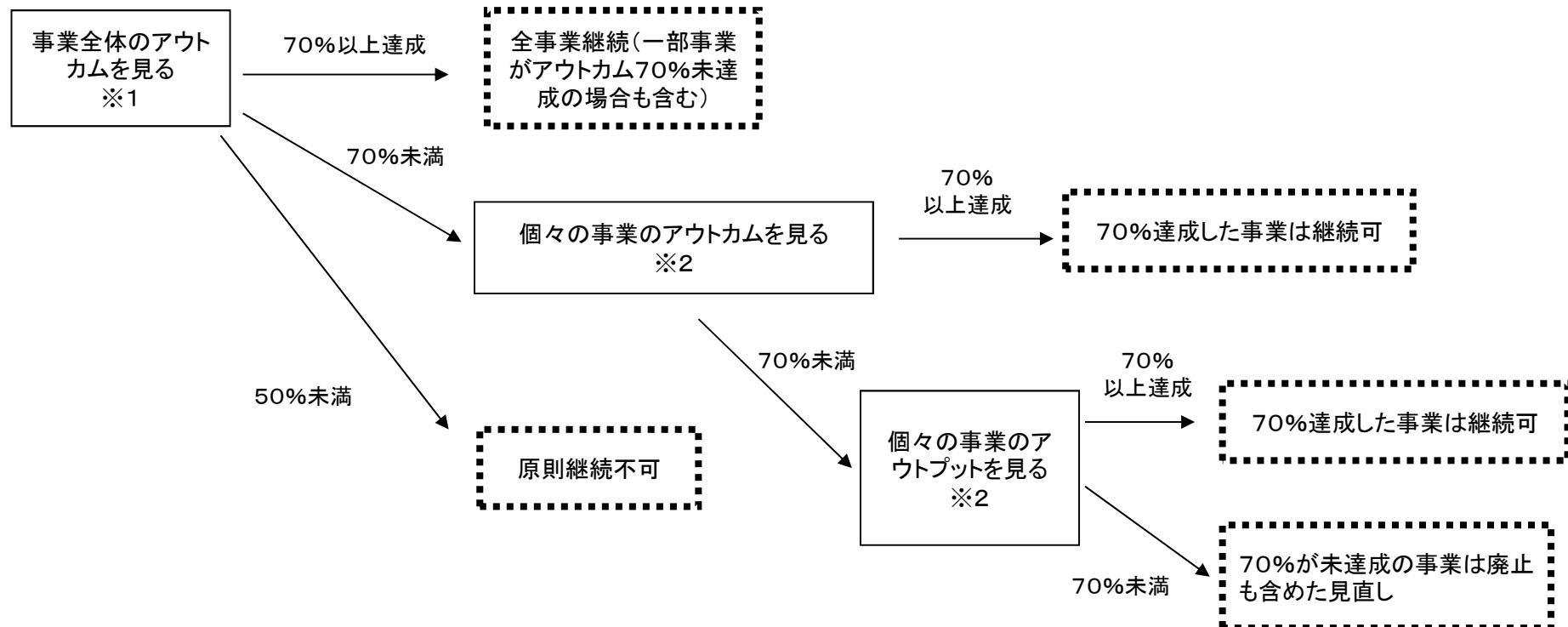
- 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。
- 地プロ用として提出した計画を、通常の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画（同意雇用開発促進地域等）に変更するためには、提出した計画書を取り下げ、新たな計画書を提出する必要があります。

（※1） 同意雇用開発促進地域：対象地域は、厚生労働省HPまたは都道府県労働局に確認してください。

トップページ「テーマ別に探す」>雇用・労働「雇用」>施策情報「雇用関係助成金」>3.従業員を新たに雇い入れる場合の助成金「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」

（※2） 上乗せ助成者数：完了日の該当年度毎に、雇い入れる対象労働者の総数を上限として協議会が承認します。

戦略産業雇用創造プロジェクト 継続の可否の判断基準



※1 事業全体のアウトカムについては、指定事業主雇用助成メニューを除いたもの又は含んだもののいずれか高い方を選択。

※2 「事業主向け雇用拡大メニュー」及び「求職者向け人材育成メニュー」のみ対象。

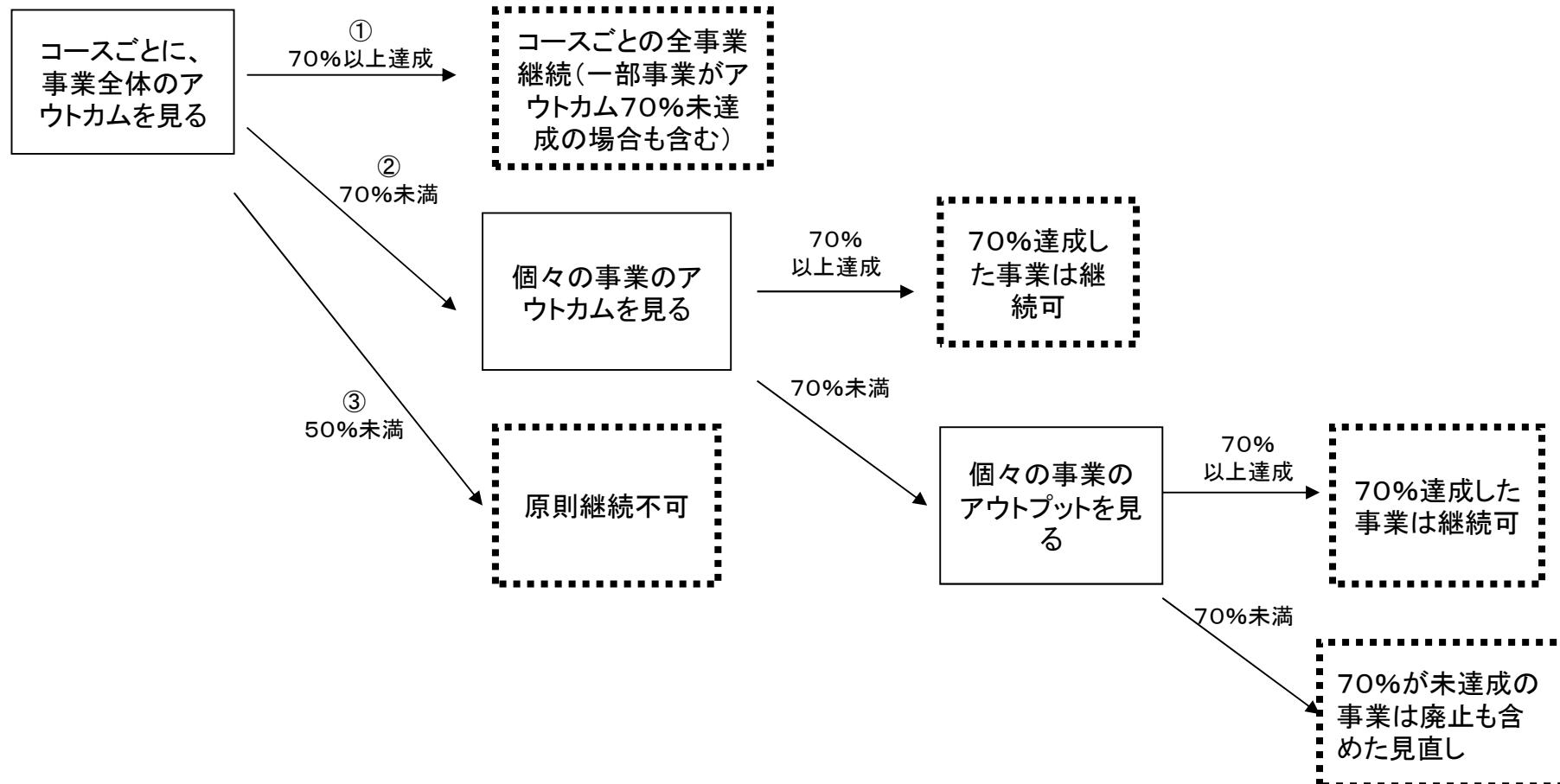
※3 事業全体のアウトカムが2年連続で70%未満の場合は原則継続不可。

※4 初年度の実績が事業全体のアウトカムの70%を達成できず、2年度目の3月末までの実績が事業全体のアウトカムの6割に満たない場合は、7割に達することができるまでは原則交付決定を行わない。

※5 事業主向け雇用拡大メニュー、求職者向け人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績がゼロの場合は、事業の廃止も含めた見直しを行う。また、事業主向け雇用拡大メニュー、求職者向け人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績が2年連続でゼロの場合は、原則廃止する。

※6 アウトカム実績は、3月末までに終了した地域求職者等の6月末時点までの就職、正規雇用への転換又は創業の件数とする。

地域活性化雇用創造プロジェクト 継続の可否の判断基準



※1 ①又は②に該当する場合であっても、事業主向け雇用創造メニュー、事業主向け雇用拡大支援メニュー、求職者向け就職支援・人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績がゼロの場合は、事業の廃止も含めた見直しを行う。また、事業主向け雇用創造メニュー、事業主向け雇用拡大支援メニュー、求職者向け就職支援・人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績が2年連続でゼロの場合は、原則廃止とする。

※2 コースごとの事業全体のアウトカムが2年連続で70%未満の場合は原則継続不可とする。

※3 初年度の実績がコースごとの事業全体のアウトカムの70%を達成できず、2年度目の3月末までの実績がコースごとの事業全体のアウトカムの60%に満たない場合は、70%に達することが確認できるまでは原則交付決定を行わない。

※4 アウトカム実績は、3月末までに終了した事業利用による地域求職者の6月末時点までの就職件数及び正規雇用への転換者の件数とする。

●●県地域活性化雇用創造プロジェクト協議会 就職者名簿(様式例) (平成〇〇年度)

〇〇〇〇コース

個別事業名	計画	実績	受講企業・起業希望者名	受講者名	性別	年齢	セミナー等受講日	受講企業・創業事業所への就職者名	就職者の性別	就職者の年齢	就職・正社員転換の区分	業種	就職年月日	就職の確認方法
1 〇〇事業(事業主向け雇用創造メニュー)	〇人	〇人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
①〇〇講座	〇人	〇人	地域工業	地域一郎	男	45	〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日	〇川〇男	男	25	常用	〇〇製造業	〇年〇月〇日	地域工業よりアンケート調査にて確認
				地域次郎	男	44	〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日	〇村〇子	女	46	正社員転換	〃	〇年〇月〇日	〃
			起業一郎	起業一郎	男	50	〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日	〇山〇郎	男	50	常用	飲食業	〇年〇月〇日	起業一郎よりアンケート調査にて確認
②〇〇講座	〇人	〇人	複数回受講した場合は全て記入					—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 〇〇事業(事業主向け雇用創造メニュー)	〇人	〇人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
①〇〇講座	〇人	〇人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②〇〇講座	〇人	〇人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	〇人	〇人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・アウトカム実績については、当該年度中に事業を利用した企業による翌年度6月末時点までの安定的な正社員雇用及び創業者を計上。

・事業利用と明らかに関連がない雇用(例:定期採用)については計上不可。

アウトプット・アウトカム指標の実績計上の考え方

別添6

- ・ 地域活性化雇用創造プロジェクトにおける求職者の事業利用対象者は、指定地域内に所在する企業に就業を希望する求職者であって、当該者の居住地域は指定地域内外を問わず、また、当該者が在職求職者か離職求職者かは問わない（「地域求職者」という。）。
 - ただし、アウトカム指標に計上できる地域求職者は、原則指定地域内の事業所における地域求職者に限る。
 - なお、企業の事業利用対象者に係る限定はない。
- ※ アウトカム指標には、事業を利用する前に雇用されている在職者（試用期間中の者を含む。）はカウントできない（非正規から正規へ転換する在職者除く）。
- ・ アウトプット：事業実施年度の3月末までに事業を利用したものを計上。
 - ・ アウトカム：事業実施年度の翌年度6月末までに雇用されたものを計上。7月以降のものについては計上しない（翌年度含め。）。

事業名	実績に計上できるもの	実績に計上できないもの
事業主向け雇用創造メニュー		
アウトプット指標	①事業を利用した企業の数 ②事業を利用した起業希望者の人数	左記以外のもの。
アウトカム指標	①アウトプットに計上した企業が事業利用により雇い入れた人数（注） ②アウトプットに計上した起業希望者が事業利用により雇い入れた人数（注）	事業利用と明らかに関連がない雇用。 (例：定期採用)
事業主向け雇用拡大支援メニュー		
アウトプット指標	①事業を利用した企業の数 ②事業を利用した起業希望者の人数	左記以外のもの。
アウトカム指標	①アウトプットに計上した企業が事業利用により雇い入れた人数（注） ②アウトプットに計上した起業希望者が事業利用により雇い入れた人数（注）	事業利用と明らかに関連がない雇用。 (例：定期採用)
求職者向け就職支援・人材育成メニュー		
アウトプット指標	事業を利用した地域求職者の人数	左記以外のもの。
アウトカム指標	アウトプットに計上した地域求職者が事業利用により就職（一の企業において非正規から正規へ転換する在職者を含む）した人数（注）	

※重複計上はできない

（注）アウトカムについては、受講名簿等により全員調査を実施し、7(2)に該当するかを確認の上、計上。